令和８年10月21日付

札幌1035	高木　紀明	宮城 520	佐藤　雄一		
宮城 679	橋本美佐登	福島 333	平井　徳子		
秋田 358	髙橋　恭悦	青森 273	田端　常雄		
東京1961	若林　　茂	東京2598	瀬戸　脩		
東京4367	阿部　　賢	東京6466	塩田　哲朗		
東京8490	水野順一郎	東京8942	長尾　基宏		
東京10008	青野喜望輝	神奈川2005	岡　　史代		
神奈川2795	木島　有紗	埼玉1304	棚橋　新作		
埼玉1756	松本　成治	埼玉2180	長友　和光		
静岡 726	杉浦　　茂	静岡1022	井出　哲弘		
長野 719	塚田　良治	長野 858	市田美奈子		
新潟 546	大河原　健	愛知 469	堀　　雅敏		
愛知2356	竹田　龍哉	岐阜 411	石外志眞子		
富山 346	沢田　辰成	大阪3148	上原　惠子		
大阪5489	岸田　俊輔	奈良 481	芳谷　達也		
広島1107	小野　佳路	香川 137	中山　　俊		
香川 291	森　　久幸	高知 308	西川　　択		
福岡1866	福吉信一郎	福岡2280	笹渕　結衣		
長崎 428	松島　世佳	鹿児島228	久保　成雄		
宮崎 345	竹之下公博				

解散命令公告

香川県公告

下記に掲げる組合は、その代表権を有する者が欠けているので、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

令和８年11月10日

香川県知事　池田　豊人

記

命令の要旨

中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。

名称及び主たる事務所の所在地

香川県福祉住宅推進事業協同組合

香川県高松市三条町96番地１

三福協同組合

香川県東かがわ市湊817番地

三本松花崗土販売協同組合

香川県東かがわ市三本松2268番地６

（教示）

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、香川県を被告として（訴訟において香川県を代表する者は香川県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には、審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

令和８年11月10日　　栃木県教育委員会

１　失効した免許状の種類、番号、授与年月日、授与権者、氏名及び本籍地

⑴　中学校教諭１種免許状（保健体育）、令３中一種第52号、令和４年３月31日、群馬県教育委員会、伊藤　大地、栃木県

⑵　高等学校教諭１種免許状（保健体育）、令３高一種第70号、令和４年３月31日、群馬県教育委員会、伊藤　大地、栃木県

⑶　高等学校助教諭臨時免許状（工業）、令７高臨第177号、令和７年９月１日、栃木県教育委員会、伊藤　大地、栃木県

２　失効の年月日　令和８年９月10日

３　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第１号該当

無縁墳墓等改葬公告

適正な墓地管理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から１年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

令和８年11月10日　　三島村

１．墳墓等所在地　鹿児島県鹿児島郡三島村黒島

１．墳墓等の名称　不詳

１．死亡者の本籍及び氏名　不詳

１．改葬を行おうとする者　鹿児島県鹿児島市名山町12番18号　三島村長　岩切　平治

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和八年十月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

北海道函館市宮前町一二番一号

有限会社アイツクス

清算人　高崎　一男

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

北海道苫小牧市宮の森町二丁目一四番二号

有限会社山一水産

清算人　籠里　貞子

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

福島県本宮市荒井字三本松六二番地の一

有限会社アドバンスサービス

清算人　津守　高紀

解散公告

当社は、令和八年十月十二日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

福島県郡山市大槻町久助林八一五一二

合同会社便利屋ハマー

清算人　浜浦　美勇士

解散公告

当組合は、令和八年六月二十九日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

茨城県久慈郡大子町大字北田気三八八番地

大子町畜産農業協同組合

代表清算人　飯村　憲章

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

茨城県猿島郡境町大字沓向三三三番地二七

特定非営利活動法人ベル・サポート境

清算人　倉持　　貢

解散公告

当社は、令和八年十一月五日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十日

茨城県つくば市山中四九五番地四九

合同会社Ａｒｏｍａ＆Ｗｏｒｄｓ

清算人　日高マリベル